

円山動物園エレベーター保守業務（日立製作所製）特記仕様書

- 1 受託者は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 別紙、機器設備概要に記載する付加仕様の修理、取替えについては、フルメンテナンス契約の範囲内とする。
- 3 受託者の業務責任者は、国土交通大臣の認定を受けた昇降機検査資格を有する者であり、十分な知識と実務経験を積んでいること。また、委任者へ経歴書及び資格証(写)を提出し、承諾を得るものとする。
- 4 受託者は、保全及び故障等の緊急時に最小の停止期間で昇降機を復旧する緊急処置を行うため、倉庫等に必要な最新の交換部品、消耗品等を常時保管すること。
特に重要部品であるメインプリント基板については、当該地域（札幌市内）に常時配備するものとする。
- 5 フルメンテナンス契約内の修理、取替えについては、製造者の純正部品を使用すること。
- 6 受託者は、閉じ込め等の緊急時には24時間出動体制を整え、原則として30分以内に到着して復旧対策を実施できる体制を有すること。また、緊急時の対応として、委託者の業務担当者に対して閉じ込め時の救出と災害時の応急処置訓練を年1回実施し、訓練記録を保有すること。
- 7 昇降機を運転するために必要な各部の動作状態を常に（24時間365日）、高精細に定量的に測定し許容する範囲内で作動しているか自己判断を行い、異常に至る前兆を捉える遠隔診断をするものとし、特に重要な部位の診断項目や内容を下記に示す。
 - ①接触器の動作状態
マイコン指令から接触器が動作するまでの応答時間を測定し応答時間の変化から動作不良の前兆を捉え良否診断を行う。
 - ②制御盤の温度変化、温度センサーで許容範囲内であることを常に診断する。
 - ③エレベーターの重要な安全装置である電磁ブレーキの動作状況については、常に機器の状況を把握する装置を備え、動作が正常であることを示す測定値（釈放時間、吸引時間）を、別紙機械室レスロープ式エレベーター点検結果報告書に記載し提出すること。

8 遠隔監視装置等の装置を設置する場合の電話回線、及び通線に係る費用については、受託者の負担とする。

9 緊急時における対応として、公共施設である円山動物園において、故障及び故障による利用者の閉じ込めや、広域災害発生時等における復旧時間を最小にして、利用者の安全安心の確保を最重要視し、遠隔監視及び遠隔制御技術等による、体制を整えること。

①閉じ込め時間を最小限に抑えるため、遠隔で昇降機の状態を診断し運転可能な場合、遠隔操作により最寄階へ救出する機能を有すること。

②故障解析のための故障検出データを遠隔で収集する機能を有すること。

③地震発生（震度5弱程度）による揺れ検知で運転休止状態となるが、技術員の点検確認を受けるまでの間、自動診断を実施し運行に支障ないと判断した場合は遠隔で、仮復旧させることができること。

ただし、遠隔監視・遠隔制御が不能となった場合、直ちに技術者を現地に派遣し対応に当たることができる体制を整えること。

10 事故・故障について

故障等が発生した場合、受託者は故障の原因を速やかに当園担当者に報告すること。報告は、1週間以内に速報として簡易的に報告を上げ、調査等が必要な故障原因については、具体的内容の資料・調査結果等を添付して報告することし、報告期限を概ね2カ月以内とする。

なお、人身事故等が発生した場合は、24時間以内に状況及び事故原因を報告をすることとし、調査が必要な故障原因については、具体的内容の資料・調査結果等を添付して随時報告することし、最終報告期限を概ね2カ月以内とする。